

評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人中辻創智社（以下「本財団」という。）定款第13条の規定に基づき、本財団の評議員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 報酬とは、評議員が評議員会及びその他の会合に出席する場合に支給する日当をいう。
- (2) 費用とは、評議員が評議員会及びその他の会合に出席する場合に負担した交通費、宿泊費等をいう。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は、評議員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員の報酬は、勤務形態にかかわらず固定の報酬を置かないものとし、評議員会及びその他の会合への出席の都度、日当を支給する。
- 3 評議員には、賞与及び退職慰労金を支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 本財団の評議員の日当は、定款第13条に基づき、1日1人当たり3万円を超えない範囲内で、理事会の承認を得て、代表理事が決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬及び費用は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬及び費用は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。
- 3 評議員への報酬及び費用の支給日は、当該評議員が参加する評議員会及びその他の会合の開催日から30日以内とする。

(交通費及び宿泊費)

第6条 本財団の評議員の交通費は、当該評議員の住所地から評議員会及びその他の会合の開催場所までの往復の交通費実費相当を支給する。

- 2 評議員会及びその他の会合への出席に際し宿泊を要する評議員については、宿泊費実費相当を支給する。
- 3 代表理事は、標準的な交通費及び宿泊費の参照に基づき、具体的な金額を決定することができる。

(選考委員に対する報酬)

第 7 条 評議員が、本財団の研究奨励選考委員及び人材育成選考委員を務める場合、これら職務に対する報酬は謝金規程に基づき支給する。

(公表)

第 8 条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第 9 条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、代表理事が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成 27 年 12 月 18 日から施行する。

附則

この規程は、令和 3 年 11 月 4 日から施行する。(令和 3 年 11 月 4 日評議員会決議)